

答 申 情 第 1 2 3 号
令 和 3 年 7 月 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年8月6日付け保生生第76号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

生活保護開始決定に係る決裁文書等の公文書公開請求拒否決定事案（諮問情第214号）

(別紙)

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書公開請求拒否決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年6月22日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「別紙、マスコミ報道に関する公文書一切」と記載したうえ、令和2年6月19日付けの新聞記事（警察官が男性から現金をだまし取った詐欺事件（以下「本件詐欺事件」という。）に係るもの）を添付し公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求を受けて、処分庁は、本件請求において審査請求人が求めている具体的な文書について確認を求めたところ、以下の趣旨であった。

新聞記事には、本件詐欺事件の被害者（以下「被害男性」という。）は生活保護受給者とあるが、多額の金額を保有している者は生活保護の開始に至らないはずである。ついては、どのような経過で生活保護を受けていたのかが分かる文書の公開を希望する。具体的には、被害男性の「保護開始決定に係る決裁文書」及び「保護開始に関わった担当職員の職員簿」である。

- (3) 処分庁は、本件請求に対して条例第9条第1項及び第10条第2項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年7月2日付けでその旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

今回の公文書公開請求に対して、京都市の生活保護担当部局が公文書の存否を答えるだけで、当該被害男性が特定されるおそれがあり、かつ、特定個人に関する非公開情報である生活保護受給の有無を明らかにしてしまうこととなるため。

仮に文書が存在するとしても、条例第7条第1号により非公開情報に該当する。

- (4) 審査請求人は、令和2年7月26日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、次のとおりであると認められる。

(1) 審査請求人による本件審査請求の理由について

審査請求人の審査請求の理由としては、本件処分における公文書公開請求拒否決定通知書に記載されている「公開請求を拒否する理由」が、条例第7条第1号本文に該当しないと主張であると解される。

(2) 本件請求に係る文書について

審査請求人は、上記2(2)のとおり、被害男性が生活保護受給者であることを前提として、被害男性が生活保護を受給するに至る資料として、被害男性に係る「保護開始決定に係る決裁文書」及び「保護開始に関わった担当職員の職員簿」を求めている。

仮にこれらの文書が存在するとすれば、その性質上、いずれも本市の生活保護受給者に関連する内部資料となる文書であることから、内容の如何を問わず、その存否を明らかにするだけで、被害男性の生活保護受給の有無が明らかになるものである。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて

本件に係る公文書公開請求書の別紙においては、被害男性が生活保護受給者であることを前提に報道がなされているものの、本市が、報道機関に対して、被害男性の生活保護受給有無を踏まえて回答したことはない。

また、本件詐欺事件については、報道等もされており、訴訟係争中などの情報も散見され、社会的関心も高いことからすれば、他の情報と照合することにより、被害男性が特定され得るものと言え、本件請求に対して、京都市の生活保護担当部局が公文書の存否を答えるだけで、特定個人である被害男性が生活保護を受給しているかどうかという通常他人に知られたくないセンシティブな情報を明らかにしてしまうこととなり、かつ、被害男性が生活保護受給者であることを前提に報道がなされていることに対して、京都市における生活保護行政を担う処分庁が追認することとなってしまうため、条例第7条第1号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。」に該当すると判断し、条例第9条第1項及び第10条第2項の規定により本件処分を行ったものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

本件請求に係る対象公文書については、既に公開されている事案であり、条例第7条第1号に該当しない。また、公金不正使用事案については、公開されなければならない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人の求める文書は、本件詐欺事件における被害男性が生活保護受給者であることを前提とした、被害男性に係る「保護開始決定に係る決裁文書」及び「保護開始に関わった担当職員の職員簿」である。

(2) 条例第9条第1項該当性について

処分庁は、条例第9条第1項の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで非公開としたので、この点について検討する。

ア 条例第9条第1項について

公文書公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第9条第1項は、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に限り、例外として公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を定めている。

本件処分について、処分庁は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1号に該当する非公開情報を公開することになると主張している。一方、審査請求人は、既に公開されている事案であり、条例第7条第1号には該当しないと主張している。

イ 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、「個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」について、非公開とすることを定めたものである。

なお、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

ウ 公文書の存否を明らかにすることが条例第7条第1号に該当する情報を公開することになることについて

(ア) まず、生活保護受給の有無については、個人の生活状況や所得状況等を明らかにする情報であるから、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると認められるところ、処分庁が本件請求に係る公文書の存否を応答すれば、被害男性の生活保護受給の有無が公開されることになることは明らかである。

(イ) 次に、被害男性が「識別され、又は識別され得る」かどうかであるが、当審査会が諮問庁に確認したところ、本件請求の請求日時点において本件詐欺事件に係る訴訟は係争中であるとのことであり、そうすると、新聞記事においては被害男性の氏名等は明らかでないものの、何人も裁判の傍聴等により被害男性の氏名等を知り得る（被害男性が識別され得る）ものと認められる。

(ウ) なお、審査請求人は、既に公開されている事案であることから条例第7条第1号に該当しないと主張するが、被害男性を識別したうえでその生活保護の受給の有無を知る者はごく少数の者に限られるから、このような主張を認めることはできない。

(エ) また、審査請求人は、公金不正使用事案については公開されなければならないとも主張するが、仮に公金不正使用事案であったとしても、情報の公開・非公開は被害男性に関する社会的評価により判断すべきものではなく、その他、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開する必要性（条例第7条第1号ただし書の該当性）も特に認められない。

エ 判断

よって、当審査会は、本件請求は公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合に該当するものであり、処分庁が本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和2年 8月 6日 諮問

8月25日 諮問庁からの弁明書の提出

令和3年 6月 3日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第2回会議）

7月 8日 審議（令和3年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）